

平成 23 年 12 月 22 日

各 位

会社名 HOYA株式会社
代表者名 代表執行役CEO 鈴木 洋
(コード番号 7741 東証第一部)
問合せ先 HOYAグループ HR 担当 河原 和夫
(TEL 03-3232-5629)

当社取締役、執行役および従業員ならびに当社子会社取締役および従業員に対する
ストック・オプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 12 月 22 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条、第 239 条および第 240 条の規定ならびに平成 23 年 6 月 21 日開催の第 73 期定時株主総会決議に基づき、業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、優秀な人材を確保することを目的として、当社の取締役、執行役および従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員に対しストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容について、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

なお、当社取締役、執行役に対するストック・オプション(新株予約権)につきましては、報酬委員会の審議結果に基づき、取締役会で決議しております。

記

1. 新株予約権の名称
HOYA 株式会社第 12 回新株予約権
2. 新株予約権の総数
1,702 個(新株予約権 1 個につき 400 株)
3. 新株予約権の目的たる株式の種類および数
当社普通株式 680,800 株
4. 新株予約権の払込金額(発行価格)
無償とする
5. 新株予約権の割当日
平成 24 年1月 17 日(火曜日)
6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額およびその算定根拠
新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額 646,400 円(出資金額)
1 株あたり 1,616 円
1 株あたりの出資金額は、東京証券取引所における当社株式普通取引の新株予約権の募集事項を定める取締役会決議日の前営業日(平成 23 年 12 月 21 日(水曜日))の終値 1,616 円といたしました。

なお、株式の分割(株式無償割当てを含む)または株式併合を行なう場合は、次の算式により出資金額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後出資金額} = \text{調整前出資金額} \times (1 \div (\text{分割} \cdot \text{併合の比率}))$$

その他当社が取締役会決議により定める一定の場合にも適宜調整される。

7. 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額
1,100,172,800 円
8. 新株予約権の権利行使期間
平成 24 年 10 月 1 日から平成 33 年 9 月 30 日まで
9. 新株予約権の割当対象者
当社取締役、執行役および従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員 計 104 名
10. 新株予約権の行使条件
1個の新株予約権を分割して行使することはできないものとする。
11. 新株予約権の取得
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、または株式移転計画につき株主総会で承認(株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議または代表執行役の決定)がなされたときは、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
12. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金および資本準備金
新株予約権の行使により株式を発行する場合における 1 株あたりの増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額)とし、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
13. 新株予約権の行使請求受付場所
HOYAサービス株式会社またはその業務を承継する部署
14. 新株予約権の行使時の払込取扱金融機関
株式会社三菱東京UFJ銀行 東京営業部
15. 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
16. 新株予約権証券の発行
当社は、新株予約権を表章する新株予約権証券を発行しない。

(ご参考)

- | | |
|-------------------------|----------------|
| (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 | 平成 23 年5月 10 日 |
| (2) 第 73 期定時株主総会決議日 | 平成 23 年6月 21 日 |

以上